

「令和6年度国の施策及び予算に対する重点要望」の概要

は主な変更・追加等部分

項目番号	要望先	重点要望事項	局課名
1 新規	内閣官房 内閣府 総務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	<p><b>物価高騰への対策について</b> 【制度の見直し、財政措置】</p> <p>(1) 国が一元的に実施する各種生活支援・事業者支援による消費者物価上昇率抑制策の実施や自治体独自の支援策への財政措置について、物価の状況に応じ継続すること。</p> <p>(2) 医療、介護・福祉、保育の分野における公的価格の算定において物価高騰を適切に反映すること。</p> <p>(3) 市有施設の光熱費や建設物価をはじめとする行政コストの高騰分について物価の状況に応じ、財政措置すること。</p>	<p>財政局 財政課</p>
2 一部 変更	内閣官房 内閣府 厚生労働省	<p><b>感染症対策における財政支援等について</b> 【制度の見直し、財政措置】</p> <p>(1) 今後起こり得る新興再興感染症への対応については、蔓延の防止や重症化予防等の観点から、国の責任において確実に財政措置を行い、指定都市を交付金等の直接の交付対象とするとともに、地方自治体に負担が生じないようにすること。また、感染症対策の中心となる保健所体制強化の財源を確保すること。</p> <p>(2) 新型コロナウイルスワクチン接種の定期接種化にあたっては、早期に、実施時期・接種回数等の具体的な方針について地方自治体に情報を提供し、十分な準備期間を得られるよう配慮するとともに、国の責任において確実に財政措置を行い、地方自治体に負担が生じないようにすること。</p> <p>(3) 新たな施策等の制度設計にあたっては、地方自治体の意見を十分に聞くとともに、速やかにその施策の情報を共有し、地方自治体等が混乱しないよう努めること。</p>	<p>保健福祉局 医療政策課</p>
3 一部 変更	内閣官房 内閣府 総務省	<p><b>地方分権改革の推進について</b> 【制度の見直し】</p> <p>(1) 指定都市に対する的確な権限移譲と多様な大都市制度の早期実現</p> <p>(2) 提案募集方式に基づく改革の推進</p> <p>(3) 国と地方の協議の場への指定都市の参加</p> <p>(4) 法律による計画策定義務等の見直しについて</p>	<p>総合政策局 政策調整課</p>
4 一部 変更	内閣官房 内閣府 総務省	<p><b>地方創生の推進について</b> 【制度の見直し】</p> <p>(1) 一都三県を一律に東京圏として、国の支援の対象外とする措置を取り止めるなど、それぞれの地域、圏域の特性を踏まえた、真に必要な措置を講ずること。</p> <p>(2) デジタル田園都市国家構想総合戦略に基づき、地域におけるデジタル技術の実装に資するものを含め、引き続きデジタル田園都市国家構想交付金及び地方創生の推進に係る事業費の十分かつ安定的な確保を図ること。</p>	<p>総合政策局 政策企画課</p>

項目番号	要望先	重点要望事項	局 課 名
5 新規	こども家庭庁 文部科学省	<p><b>「こども未来戦略方針」案に関する要望について</b> 【制度の見直し、財政措置】</p> <p>(1) 子ども医療費助成に係る国の支援制度の創設等 ア 18歳以下を無料とする財政措置を含む全国統一の制度の創設 イ 医療費助成の現物給付に伴う国民健康保険国庫負担金等減額調整措置の廃止</p> <p>(2) 国の財政措置による学校給食費の無償化の実施</p> <p>(3) 多子世帯に対する保育料軽減の拡充</p> <p>(4) 保育人材の確保について ア 国による保育人材確保の取組みの推進 イ 保育士等の処遇改善の充実 ウ 一時預かり事業及び休日保育事業の充実</p>	<p>保健福祉局 健康保険課</p> <p>こども未来局 こども企画課 幼保支援課 幼保運営課 幼保指導課</p> <p>教育委員会 保健体育課</p>
6 一部 変更	こども家庭庁 文部科学省	<p><b>子育て支援の推進について</b> 【制度の見直し、財政措置】</p> <p>(1) 私立幼稚園の認定こども園等への移行により増加する市町村の財政負担に対応した国の財政支援及び都道府県からの財源移譲</p> <p>(2) 私立幼稚園の認定こども園移行に係る小規模改修に対する補助の創設</p> <p>(3) 定員割れ等を理由とし、閉園することとなった認可保育施設への支援策の創設</p> <p>(4) 子ども・子育て支援交付金の基準額の見直し ・ 長期休暇支援加算額の基準額の見直し</p>	<p>こども未来局 幼保支援課 幼保運営課 健全育成課</p>
7 一部 変更	こども家庭庁 厚生労働省	<p><b>子どもの貧困対策の推進について</b> 【財政措置】</p> <p>(1) 「地域子供の未来応援交付金」ほか、子どもの貧困対策に係る財政措置の拡充及び恒久化</p>	<p>こども未来局 こども家庭支援課</p>
8	こども家庭庁	<p><b>児童相談所の体制強化に向けた専門職確保支援について</b> 【財政措置】</p> <p>(1) 児童相談所の体制強化にあたり、配置基準に定められた児童福祉司等及び医師を確保し、また弁護士との常時相談体制を確保するため、国として、さらに踏み込んだ人材確保・育成策を講じること。</p>	<p>こども未来局 東部児童相談所</p>
9 新規	デジタル庁 総務省	<p><b>システム標準化に係る移行期限及び経費の補助について</b> 【制度の見直し、財政措置】</p> <p>(1) 令和7年度末の移行期限までに全国の自治体が一斉に移行することは、非常に大きなリスクがあるため、令和8年度以降も2年程度の移行期間を設け、段階的に移行することができるよう移行期限の見直しを行うこと。</p> <p>(2) 移行期限までに標準化に対応するために必要な人的リソースを確保するとともに、標準仕様に準拠したシステム等の情報について、早期に開示するように事業者に強く働きかけを行うこと。</p> <p>(3) 外的な要因等やむを得ない理由がある場合は、移行期限の超過について、補助金の返還対象としないこと。また、デジタル基盤改革支援補助金は、移行経費全体を到底賄えるものではないことから、上限額及び対象事業、補助対象経費を拡充すること。</p>	<p>総務局 情報システム課</p>

項目番号	要望先	重点要望事項	局課名
10 新規	総務省	<p><b>地方交付税における算定方法の見直しについて</b> 【制度の見直し、財政措置】</p> <p>(1) 臨時財政対策債について、廃止されるまでの間においては、指定都市に過度な配分を行わないよう、算定方法を見直すこと。</p> <p>(2) 特別交付税について、指定都市であるという理由で、財政力補正や他の市町村と異なる算入率が適用されていることから、実態に即した算定方法に見直すこと。</p>	<p>財政局 資金課</p>
11 新規	法務省 文部科学省	<p><b>在留外国人に対する日本語教育等の推進について</b> 【制度創設、財政措置】</p> <p>(1) 入国時に日本語教育や生活オリエンテーションを受ける機会の提供</p> <p>(2) 在留資格変更及び更新において日本語能力や日本の社会制度などへの理解を前向きに評価する仕組みの導入</p> <p>(3) 国が自治体に求める日本語教育の提供体制構築への財政措置</p> <p>(4) 夜間中学における日本語指導の実態を踏まえた、教育支援体制構築への財政措置</p>	<p>総務局 国際交流課</p> <p>教育委員会 企画課</p>
12 新規	文部科学省	<p><b>不登校児童生徒の多様な学びの機会の確保について</b> 【制度の見直し、財政措置】</p> <p>(1) 校内教育支援センターや教育支援センターにおいて、不登校児童生徒支援を行う教職員を、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律」及び「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」における教職員定数に位置付けるなど、安定的な配置に向けて必要な措置を講ずること。</p> <p>(2) (1) が実現されるまでの当面の措置として、校内教育支援センターや教育支援センターにおいて、不登校児童生徒一人一人に応じた支援を行うための人員の確保に向けて、国の予算を増額し、加配定数の拡充や、国庫補助における財政支援を現在の3分の1からさらに拡充するなど、必要な措置を講ずること。</p> <p>(3) 校内教育支援センター及び教育支援センターを設置するための場所の確保や、環境整備にかかる費用について、十分な財政措置を行うこと。</p> <p>(4) 不登校児童生徒への多様な学びの機会に向けた支援において、各自治体が創意工夫をしながら柔軟に対応できるよう、自由度の高い交付金を新たに設けるなど、十分な財政支援を行うこと。</p>	<p>教育委員会 教育支援課 教育センター</p>
13	文部科学省	<p><b>夜間中学に係る支援の充実について</b> 【制度の見直し、財政措置】</p> <p>(1) 教育支援体制整備事業費補助金（夜間中学の設置促進・充実事業の拡充）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象期間を撤廃すること。</li> <li>・補助対象経費に対する補助率を引き上げること。</li> </ul> <p>(2) 多様な生徒に対応するための支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人生徒に対応するためのデジタル教科書を無償給与すること。</li> <li>・経済的に困難な方が夜間中学に就学する際の支援制度を新設すること。</li> </ul> <p>(3) 教職員配置の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一人一人の生徒に丁寧に対応できるように、学級定員の引下げや教職員配置基準の見直しを行うこと。</li> </ul>	<p>教育委員会 企画課 教育指導課 学事課 教育職員課</p>

項目番号	要望先	重点要望事項	局 課 名
14 一部 変更	文部科学省	<b>ICTを活用した学習環境の整備について【制度の見直し、財政措置】</b> (1) デジタル教科書全教科導入に向けた支援を行うこと。 (2) インターネット環境の無い児童生徒への通信費などの支援を行うこと。 (3) ネットワークの回線増強の整備及び維持管理に係る費用等について、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。 (4) ICT支援に係る必要な人材の確保等、教員が日常的にICTを活用できる体制づくりの推進に向け、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。 <b>(5) GIGAスクール構想で整備した端末の次期更新に向け、国による財政支援の見通しを示すこと。</b>	教育委員会 教育指導課 教育改革推進課 教育センター
15	文部科学省	<b>公立学校施設の整備推進について 【制度の見直し、財政措置】</b> (1) 学校施設環境改善交付金（大規模改造、トイレ改修、外部改修等） ・計画事業量に見合った交付金予算額の確保 ・リースを補助対象とする制度の拡充 ・建物の部位ごとの工事を補助対象とするなどの制度の拡充 ・交付金の要件である工事費下限額の引き下げ ・配分基礎単価（補助単価）の引き上げ (2) 公立学校施設整備費負担金【校舎等の新增築】 ・将来的に見込まれる学級数を補助対象とする制度の拡充	教育委員会 学校施設課
16	文部科学省	<b>教育の質を維持・向上するための教職員の確保について 【制度の見直し】</b> (1) 教職員加配定数の充実 ・少人数指導や専科指導等に係る指導方法工夫改善加配を充実させること。 ・外国人児童生徒等日本語指導等に係る児童生徒支援加配を充実させること。 ・通級指導に係る特別支援教育加配を拡充すること。 (2) 教職員の負担軽減に向けた施策の充実 ・教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）を含む専門スタッフの配置など教員の負担軽減に向けた施策に対して、より一層の財政措置を講ずること。 ・スクールカウンセラーなどの専門家を教職員定数として算定し、国庫負担の対象とすること。 ・育児休業者の代替措置として正規教職員を充てた場合にも、国庫負担金の算定基礎定数に含めること。	教育委員会 教育職員課 教育指導課 教育支援課 保健体育課

項目番号	要望先	重点要望事項	局 課 名
17 新規	厚生労働省	<p><b>特別児童扶養手当制度の見直しについて</b> 【制度の見直し】</p> <p>(1) 児童の障害程度の認定について、認定請求者、地方自治体いずれにとっても明確かつ明瞭なものとし、制度の信頼性を高めるため、診断書から定量的に判断できる仕組みの導入などにより、障害程度認定基準及び診断書様式を抜本的に見直すこと。</p>	保健福祉局 障害者自立支援課
18 新規	厚生労働省	<p><b>障害福祉サービスに係る十分な財政措置について</b> 【財政措置】</p> <p>(1) 現行の訪問系サービスの国庫負担基準を廃止し、他のサービスと同様に給付に要する実際の費用の2分の1を国庫負担とすること。</p>	保健福祉局 障害福祉サービス課
19	厚生労働省	<p><b>生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度の実効性を高めるための所要の措置について</b> 【制度の見直し、財政措置】</p> <p>(1) 生活保護制度について 生活保護法第29条に基づく資料の提供規定について、金融機関等への回答を義務付けするなど、生活保護の更なる適正化を推進するために、法改正等の必要な措置を講ずること。</p> <p>(2) 生活困窮者自立支援制度について ア 就労訓練事業に参入する事業者への税制上の優遇措置については、社会福祉法人等だけでなく、株式会社やNPO法人等にも対象を拡大し、多種多様な事業者の更なる積極的な参入を促進する仕組みづくりを構築すること。 イ 自立相談支援事業をはじめとする各種事業については、法施行後9年目を迎え、各種事業の利用者の増加等により事業実施に係る費用が毎年増加しており、今後も増加が見込まれる。については、各自治体が、地域の実情に応じて実効性のある事業を実施するための十分な基準額及び国庫負担・補助率を設定すること。</p> <p>(3) 両制度に対する財政措置について 生活保護制度と生活困窮者自立支援制度が一体として十分実効性が担保され、持続性があるものとなるよう、本来、全額国庫負担とすべきものであることも踏まえ、地方負担の増加に対し、人件費を含めた所要の財源について特段の措置を講ずること。</p>	保健福祉局 保護課
20	厚生労働省	<p><b>国民健康保険制度への支援措置等について</b>【制度の見直し、財政措置】</p> <p>(1) 国保の財政基盤を強化するため、国と地方の協議において公費投入の合意がなされた毎年3,400億円の財政支援を確実に実施すること。 また、これらの財政支援が講じられても、国民健康保険事業の安定的な運営と低所得者層や中間所得者層の保険料負担軽減を図るためには不十分であるため、国庫等の公費負担の更なる引き上げ措置を講ずること。</p> <p>(2) 地方単独事業として実施している、子どもや心身障害者及びひとり親家庭への医療費助成に伴う、国民健康保険国庫負担金減額調整措置をすべて廃止すること。</p>	保健福祉局 健康保険課

項目番号	要望先	重点要望事項	局課名
21 一部 変更	経済産業省 環境省	<p><b>2050年カーボンニュートラルに向けた事業者への取組支援及び暮らしの脱炭素化促進のための基盤整備について 【制度の見直し】</b></p> <p>(1) 産業部門における大幅な二酸化炭素排出量の削減に向け、「国のグリーン成長戦略（令和3年6月）」で示されたカーボンリサイクル技術等革新技术の確立のため、財政支援を強化すること。</p> <p>(2) カーボンプライシングの手法を用いた国内排出量取引制度は、温室効果ガス排出量削減に限界のある業種にとって、カーボンニュートラル実現に向けた現実解の1つであるため、制度を早期に、より実効性の高いものとする。</p> <p>(3) カーボンニュートラル達成に向けた国民のライフスタイル変革は、地域特性により大きく異なるものではないため、行動変容を促す全国統一の脱炭素推進ポイント付与事業を構築し、原資を確保するとともに推進すること。</p>	環境局 脱炭素推進課
22 一部 変更	国土交通省 環境省	<p><b>モノレール施設の脱炭素化と利用促進に向けた設備整備支援の拡充について 【財政措置】</b></p> <p>(1) 回生電力貯蔵装置を最大限活用するため、回生車両への更新に必要な事業費の確保</p> <p>(2) 社会インフラであるモノレールを賢く活用し、脱炭素型のレジリエントで快適、かつ安全な沿線まちづくりを進めるため、駅舎設備類の高効率設備や省エネ設備等の導入・改修などカーボンニュートラルの実現に向けた取組み推進に係る調査・検討やその実現に係る一体的な補助メニューの創設</p>	都市局 交通政策課  環境局 脱炭素推進課
23 一部 変更	国土交通省	<p><b>航空機騒音の改善について 【制度の見直し】</b></p> <p>(1) 市民生活への影響が大きい早朝・夜間の時間帯において、最大限の軽減策を講じること。</p> <p>(2) 抜本的な対策として、羽田再拡張以来の長期的検討事項である、交差の解消・海上ルートへの移行等を実施し、千葉市上空への集中を解消すること。</p> <p>(3) 千葉市上空を通過する従来の飛行ルートにおいても、降下角の引上げによる騒音軽減について具体的かつ早急に検討すること。</p> <p>(4) 市民の声を直接聞く場として市民相談会を再開すること。また、具体的な騒音軽減策や将来の方策を早急に提示するとともに、市民への説明を丁寧に積み重ねること。</p>	環境局 環境規制課
24	国土交通省	<p><b>JR京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線の相互直通運転について 【その他（新技術開発など）】</b></p> <p>(1) 羽田空港アクセス線と連携したJR京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線の相互直通運転の早期実現に向けた支援</p>	都市局 交通政策課

項目番号	要望先	重点要望事項	局課名
25 一部 変更	国土交通省	<p><b>首都圏の連携を強化し都市の成長を支える広域幹線道路網の整備促進について</b> 【財政措置】</p> <p>(1) 新湾岸道路の早期具体化  (2) 整備促進  ・「(仮称) 検見川・真砂スマートIC」及び一体となって進めていく一般国道357号「検見川立体」の整備促進  ・一般国道357号湾岸千葉地区改良事業(蘇我地区)の整備促進  ・京葉道路の混雑解消のための整備促進  ・一般国道51号北千葉拡幅の整備促進  ・首都圏中央連絡自動車道の整備促進  (3) 調査促進  ・一般国道16号(穴川地区)の混雑解消のための調査促進  ・一般国道51号の木更津方面とのアクセス整備(貝塚ランプ)及び千葉都心部への延伸整備に向けた調査促進</p>	建設局 道路計画課
26	国土交通省	<p><b>「ちば共創都市圏」の活性化に資する街路事業の拡充と安定的な財源の確保について</b> 【財政措置】</p> <p>(1) 社会資本整備総合交付金の重点配分対象事業の拡充  ・重要物流道路などと一体となって機能する街路の整備に係るもの  ・交通結節点機能を強化する街路の整備に係るもの  ・ICアクセス向上に資する街路の整備に係るもの  (2) 今後整備が本格化する地域高規格道路の財源確保  ・塩田町誉田町線(塩田町地区)</p>	建設局 道路計画課
27 一部 変更	国土交通省	<p><b>下水道施設に係る国土強靱化のための財源の確保について</b> 【財政措置】</p> <p>(1) 社会資本整備総合交付金(防災・安全)及び下水道防災事業費補助  ・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により重点的に推進する浸水対策、地震対策及び老朽化対策に係る財源確保  ・一般国道357号湾岸千葉地区改良(蘇我地区)建設事業と一体的に行う雨水幹線、雨水貯留施設整備に係る財源支援</p>	建設局 下水道経営課
28	環境省	<p><b>プラスチックのリサイクル制度について</b> 【制度の見直し】</p> <p>(1) プラスチックに係るリサイクル形態ごとのコスト、天然資源投入量、温室効果ガス発生量、最終処分量などを調査・分析し、その評価を含め公表すること。  (2) プラスチックリサイクル体制の構築に国が責任を持って取り組むこと。  ・自治体に財政負担が生じないよう必要な財政措置を講じること。  ・民間リサイクル事業者等も含めたリサイクル処理能力を確保すること。  ・中継施設の整備や再商品化事業者の立地など、リサイクル体制を構成する各施設・事業者などのバランス良い配置を支援すること。  ・低コスト処理につながる先進的なリサイクル技術研究の推進・支援を行うこと。</p>	環境局 廃棄物対策課

項目番号	要望先	重点要望事項	局課名
29	環境省	<b>雑品スクラップに対する規制の拡充について</b> 【制度の見直し】 (1) 廃棄物処理法において指定されている有害使用済機器と同等の有害性を持つ機器について規制の対象とするよう制度を拡充すること。	環境局 産業廃棄物指導課
30	環境省	<b>循環型社会形成推進交付金制度の充実について</b> 【財政措置】 (1) 循環型社会形成推進交付金の継続的な財源確保	環境局 廃棄物施設整備課